保護者記入欄	
申込(在園) 児童氏名	
児童生年月日	

求職活動状況申告書

文京区長 殿　文京区教育委員会 殿

求職活動の状況について、以下のとおり申告します。

※この申告書は、申請日時点の求職活動の状況を確認するものです。記載内容によって選考の有利・不利はありません。

①	現在の 活動状況	□	現在求職活動を行っている。	→以下②求職活動の方法、③求職活動中であることが確認できる書類についてチェック☑をしてください。
		□	保育所に入所後に求職活動を開始する予定である。 →保育所の入所が内定した場合は、内定した月中に以下③の書類の提出が必要です。	
②	求職活動 の方法	現在求職活動を行っている方のみ、該当する項目にチェック☑をしてください。 (複数回答可) □ ハローワーク(公共職業安定所)に登録して活動している。 □ 職業訓練校に申込んでいる。(申込み予定も含む) □ 派遣会社に登録して活動している。 □ インターネットの求人サイトや求人情報誌などの広告から仕事を探している。 □ その他 (　　)		
③	求職活動中であることが確認できる書類	□ 書類あり (資料の写しを添付してください)	□ ハローワークカード　□ 雇用保険受給資格者証 □ 就職あっせん機関(就職情報サイト等も含む)登録画面の写し □ その他 (　　)	

求職活動中に申込みをする場合の注意事項

●保育園の入園から3か月以内に月48時間以上(例 週3日4時間以上)の就労を開始できない場合、保育所は退園となります。

●求職活動中の方の認定期間は、入園希望月から3か月です。認定期間終了後、継続して認定を希望する場合は、この求職活動状況申告書と施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の再提出が必要です。

●就労を開始した場合、すみやかに就労証明書を幼児保育課入園相談係にご提出ください。

●令和9年4月以降に認可保育所に求職活動要件で入園後、同要件での再申請は1回のみとします(最長の在園期間は6か月)。ただし、在園期間中の求職活動が分かるもの(会社の合否等)の書類の提出があれば、2回目以降の再申請が可能です。

上記の内容を確認しました。

日付:

求職者(保護者)氏名
(自署または記名押印)

文京区 幼児保育課入園相談係
電話　03－5803－1190(直通)